

各務原市役所敷地内における
キッチンカー等移動販売車
設置事業者募集要項

令和6年12月

各 務 原 市

1. 目的

行政財産の有効活用を図るとともに、市役所利用者の利便性の向上、賑わいの創出及び飲食店の販売機会の増加を目的にキッチンカー等移動販売車の設置による、飲食物の販売を行う事業者（以下、出店者という）を募集する。

2. 概要

（1）場所

各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地 各務原市役所敷地内
（別図第 1 に示す 2 区画）

（2）面積

1 区画約 45 m²（5m×9m）

（3）使用用途

キッチンカー等移動販売車による昼食を主とした飲食物の販売
※ただし、酒類の販売は禁止とする。

（4）営業可能日時

月曜日から金曜日（市の休日（各務原市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 6 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時のうち希望する時間（搬入・搬出の時間も含む）
※ただし、午前 11 時から午後 2 時までは必ず営業すること。

（5）使用料

土地使用料 191 円/日
電気使用料 321 円/日
※市の電源を使用しない場合は、土地使用料（191 円/日）のみ

（6）出店期間

令和 7 年 2 月 3 日（月）から
1 ヶ月ごとに店出者を募集する。応募方法や注意事項等は「4. 応募方法」を参照すること。

3. 応募資格・使用条件

（1）応募資格

- ア. 各務原市内でのキッチンカー等移動販売車の営業に必要な営業許可証を有する者または必要な営業届を行った者。
- イ. 食品衛生責任者または、それに代わる資格を有する者。

- ウ. 生物賠償責任保険（PL 保険）に加入している者。
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当しない者であること
- オ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員でないこと

（２）使用条件

- ア. 食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒等の防止に万全を期すること。
また、万一食中毒等が発生した場合、出店者の責任において、迅速に対応し、相応の補償を行うこと、かつその補償能力があること。
- イ. 発生するゴミは出店者がゴミ箱を設置し、回収・処分すること。また、販売終了後は使用場所の清掃を行うこと。
- ウ. 敷地進入時及び敷地内の通行時は、通行人や車両に十分注意すること。
- エ. 出店者は、事前に市役所 1 階中央管理室よりボラード（車止め）の鍵を借り、ボラードを外したのち車両を搬入、その後ボラードをもとに戻し鍵を返却すること。鍵を借りる際などは、ロータリー内の、他の車両の通行の妨げにならない場所に駐車すること。出店終了後の退出時も同様とする。
- オ. 騒音防止のため、発電機等の使用は原則禁止とする。市の電気を使用する場合は、電源（100V×15A、1 事業者につき 1 口）を使用すること（使用は有料。場所は別図第 1 参照。）電源を使用する出店者は低層棟南西出入口にある電源ドラムを低層棟南へ移動し、電源盤（場所は別図第 1 参照。）へコードをつないで使用すること。この際、コードがたわまないようにすること。準備の仕方等は別紙「【市の電源を使用する方】電源ドラムの準備の仕方について」参照。
ただし、市の電源を利用しても電力が足りない場合、発電機等の使用を許可する。発電機等を使用する場合は事前に市に申し出ること。なお、市職員、市役所利用者より騒音の苦情があった場合は、発電機等の利用を取り止めとする場合がある。
- カ. 水道及び排水設備の使用は禁止とする。
- キ. 庁舎内及び庁舎敷地内での客引き、宣伝は行わないこと。
- ク. 音響設備・拡声器等、騒音となり得る機器を使用しないこと。
- ケ. 取扱商品に関するアレルギー物質の表示を行うこと。
（表示義務 7 品目、表示推奨 21 品目）
- コ. 出店位置付近に火災報知器が設置されているため、調理等で煙が発生する場合事前に市に連絡すること。
- サ. 出店による事故や苦情等は出店者の責任において対処すること。また、対処した内容について、事後市に報告を行うこと。

シ. 使用条件を厳守しない場合や、消費期限が切れている飲食物またはそれらで調理したものを販売した場合、その他市が出店を不適切と判断した場合、出店許可及び事前登録の取り消しを行う。出店者が許可及び登録の取り消しを受けた場合において、損害が生じて市は一切の責を負わないものとする。

ス. 出店者は、出店日毎に市が作成したアンケートに回答し、市に報告すること。

＜アンケート項目＞

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・ 1日の来客者数 | ・ 来客者の男女比 |
| ・ 来客者のうち職員の割合 | ・ 来客者の一番多かった年齢層 |
| ・ 売上金額 | ・ 売上のうち、11時から14時の割合 |
| ・ 一番売上がよかったメニュー | ・ その他要望等（自由記述） |

4. 応募方法

申込手続きは、LOGO フォームで行う。電話又は、市役所窓口での申込は不可とする。

（1）事前登録申込

- ・ 本募集に出店するには、事前登録が必要。
- ・ 事前登録は、本募集において初回に行う登録。1度登録すれば再度登録する必要はない。

また、試行募集期間中に事前登録したものは改めて登録する必要はない。

- ・ 下記二次元コード（URL）から事前登録申込を実施すること。
- ・ 事前登録には、下記資料の提出が必要。

資料は、事前登録申込時にデータにて提出または、事前登録申込を行ったのちメールにて管財課（kanzai01@city.kakamigahara.gifu.jp）に提出、管財課（各務原市那加桜町1丁目69番地市役所5階）に郵送で提出もしくは、直接持参し提出すること。

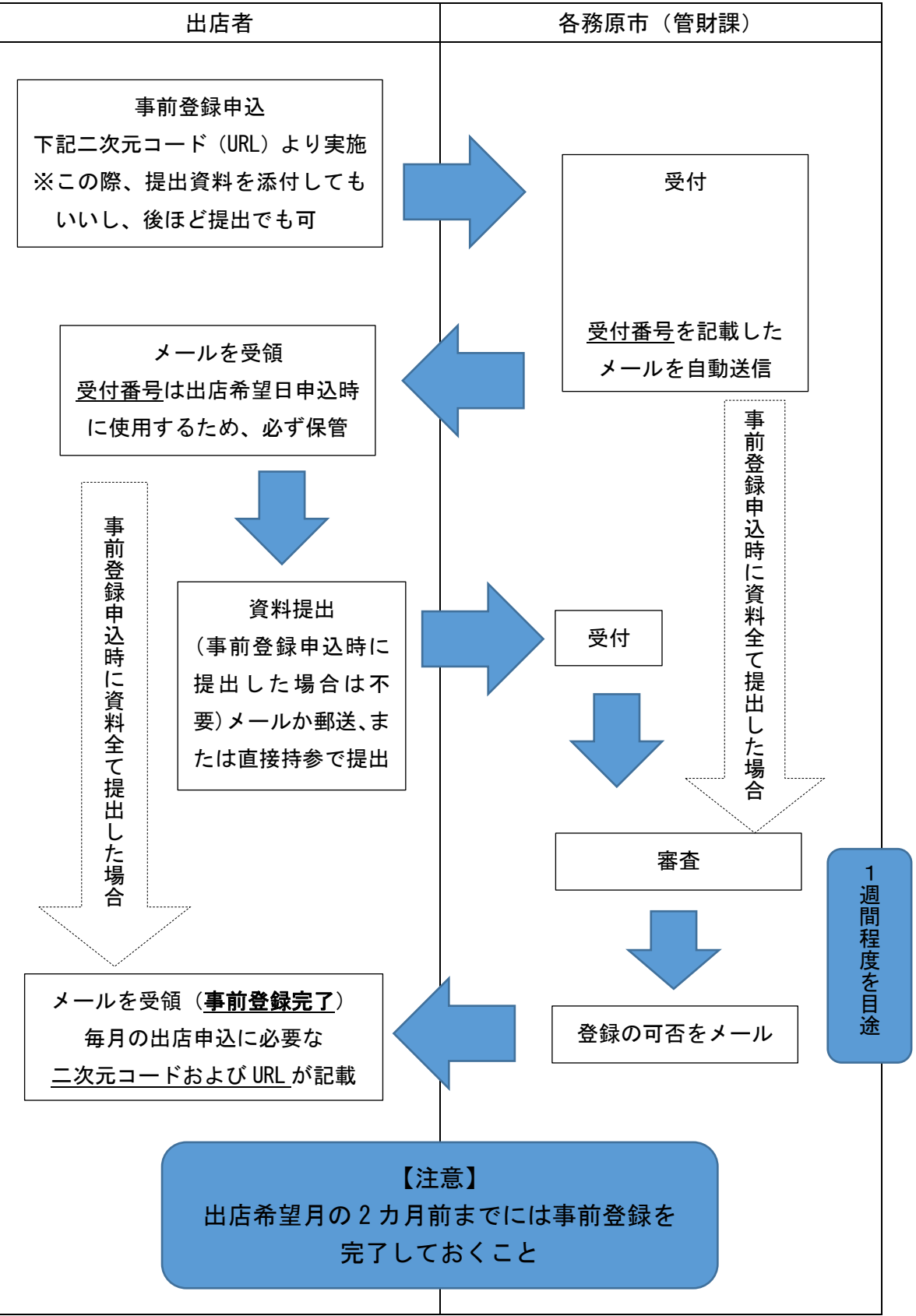
また、事前登録申込時に受付番号の記載したメールが自動返信される。この受付番号は、出店希望日申込の際に必要となるため、出店希望日申込時に確認ができるようにしておくこと。

- ・ 申込及び資料受付後、市で審査を行ったのち、登録の可否を連絡する。登録の可否の連絡は、資料到着後1週間をめどにメールにて行う。
- ・ 出店日の申込は、事前登録が完了した際の市からの通知メールにある二次元コードまたは、URLにて実施が可能。

本募集では、この二次元コード及びURLで毎月の出店申込を行うため、紛失しないよう注意すること。

- ・ 出店申込は、出店月の2ヶ月前の15日から月末までとなる。そのため、出店希望月の2か月前までには、事前登録を完了できるよう準備すること。

フロー図（事前登録申込）



○事前登録時提出資料

キッチンカーと移動販売で提出書類が異なるため、以下の表を参考に提出する。

提出書類	キッチンカー	移動販売
キッチンカー営業に伴う食品営業許可書の写し	○	×
移動販売に伴う営業届の控えの写し	×	○
使用する車両の車検証の写し	○	×
使用する車両図面の写し	○	×
食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し	○	○
生産物賠償責任保険（PL 保険）の保険証券の写し	○	○
出店するキッチンカーの写真	○	×
主なメニューの写真	○	○
価格が分かるメニュー表等の写し （メニューの一部を出店スケジュールに反映いたします）	○	○

○提出必要、×提出不要



事前登録用二次元コード

<https://logoform.jp/form/en3w/304857>

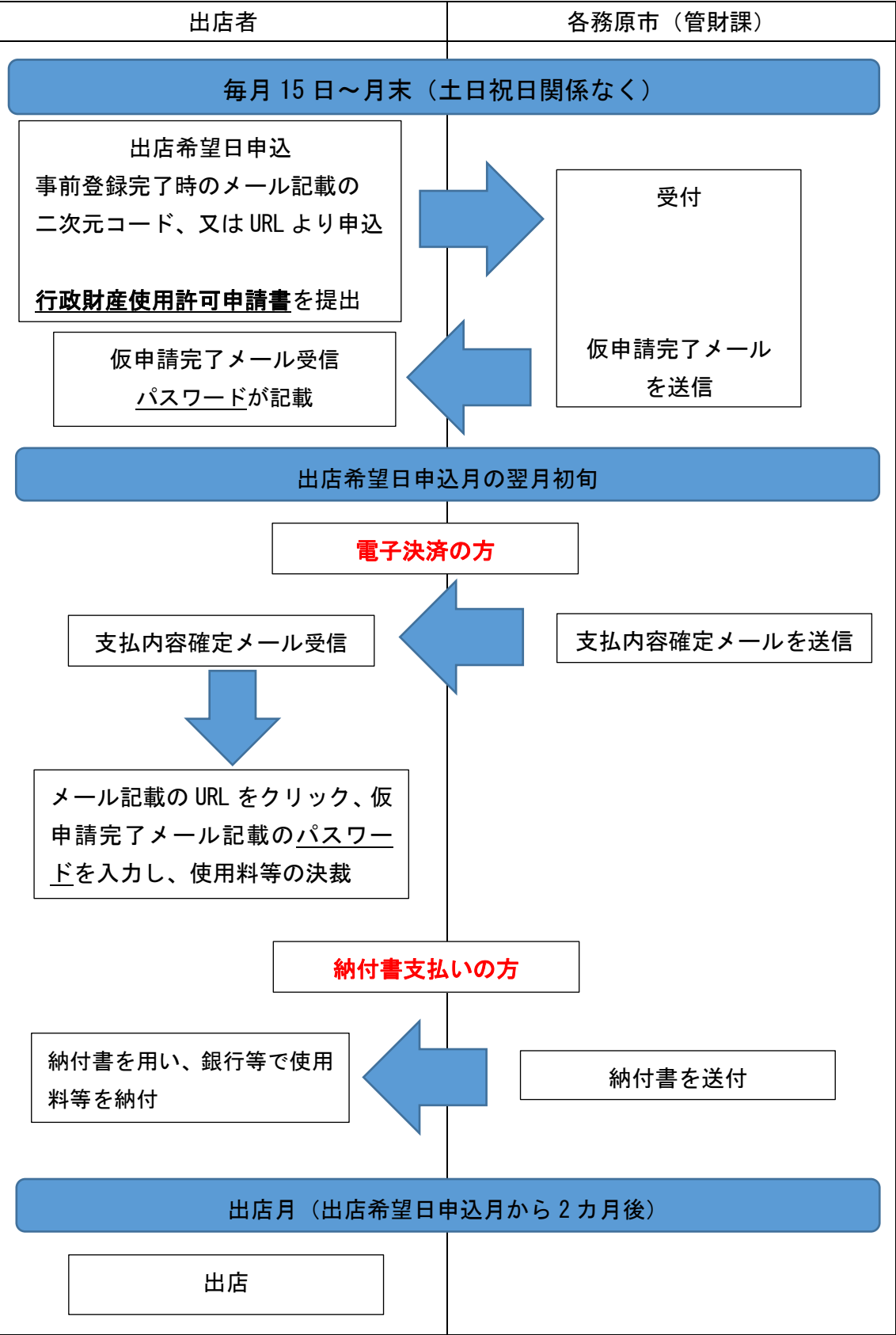
事前登録用 URL

（２）出店希望日申込

- ・事前登録が完了した出店者は、出店申込期間に出店希望日の申込を行うことが可能。
- ・下記「出店日申込の際の注意点」をよく確認し、事前登録の審査結果のメールに記載されている二次元コードまたはURLから出店申込を実施すること。
- ・出店申込時には、事前登録時の受付番号（事前登録を送信した際に自動返信されるメールに記載）の及び行政財産使用許可申請書（別紙第 1）の提出が必要となる。

- ・行政財産使用許可申請書（別紙第1）は、出店申込フォームにデータにて提出、事前登録申込を行ったのち各務原市役所管財課「kanzai01@city.kakamigahara.gifu.jp」にメールで提出、管財課（各務原市那加桜町1丁目69番地市役所5階）に郵送もしくは、直接持参し提出すること。
- ・複数日申込の場合でも申込日すべてを1枚にまとめて記入いただければ、行政財産使用許可申請書の提出は1枚で結構です。

フロー図（出店希望日申込～出店まで）



(4) 出店日申込の注意点

ア. **出店者はＬＯＧＯフォームによる申込の先着順で決定する。**

出店決定者には申込受付後、市から行政財産使用許可書を送付する。

イ. 出店者の募集は、1ヶ月ごとに実施する。

ウ. 出店申込は出店を行う月の2ヶ月前の15日9時から末日24時まで行うことが可能。

(例：令和5年11月分の出店募集の場合、令和5年9月15日～9月30日まで)

エ. **1業者につき1ヶ月に3日まで申込が可能。ただし、1回の申込フォームへの入力で1日分しか申込できないため、複数日申し込む場合は、複数回フォームへの申込が必要。**

(2日分申し込む場合は2回、3日分申し込む場合は3回の申込が必要)

オ. 原則申込内容の変更・訂正はできない。間違いのないように申込をすること。

カ. **出店がキャンセルとなった場合は、必ず市に連絡をすること。**

出店月当月のキャンセルの場合、使用料等の返金ができないため注意すること。

(12月に2月出店分を申し込んだ場合、1月までに連絡があれば使用料はかからないが、2月にキャンセルとなった場合、使用料は徴収されており、返金もできない。)

なお、災害その他出店者の責に帰さない原因でキャンセルとなった場合のみ、出店月当月のキャンセルとなった場合でも返金を行う。

キ. **申込ののちにメール等で行政財産使用許可申請書を提出する場合、必ず申込を行った月中に提出すること。**

ク. 出店申込期間終了後、電子決済を行う方は、使用料等の支払い用のメールが届き、納付書支払いの方は、納付書が送付される。メールまたは納付書受領後、出店月までに支払いを行うこと。**支払いがされなかった場合、出店申込はキャンセルとなる。**

ケ. 出店申込期間終了後、出店箇所空きがある場合は、追加の募集を行う場合がある。募集の方法等はその都度連絡を行う。

コ. 出店申込期間終了後、月ごとの出店者をまとめたウェブサイトを作成する。

サ. 出店者の都合で出店できなくなった場合などであっても、他の出店者に出店する権利を譲渡・転貸することはできない。

5. 参考

市職員の数

市役所職員： 約 550 名

産業文化センター職員： 約 200 名

消防本部職員 : 約 100 名

試行募集期間のアンケート結果等

令和 5 年 11 月～令和 6 年 10 月の試行募集期間に出店者からのアンケートを集計

●出店者回答アンケートの結果

来客者数

1 年合計 : 10,454 人

1 か月平均 : 約 871 人

1 日平均 : 約 43 人

男女のどちらが多かったか

女性の方が多い 71%

同じくらい 16%

男性の方が多い 13%

利用者の一番多かった年齢層 回答上位 3 種別

40 代 52%

30 代 28%

50 代 13%

コアタイム（11 時～14 時）の売上割合 回答上位 3 種別

10 割 58%

9 割 13%

8 割 12%

●職員アンケートの結果

試行募集期間中に職員に対し、実施したアンケートを集計。

希望するメニューの値段帯

500 円以下を希望 約 3 割 800 円以下を希望 約 8 割

許容できる待ち時間

5 分以内を希望 約 4 割 10 分以内を希望 約 8 割

要望の多かったメニュー・種別

・お弁当

・待ち時間の少ないメニュー

別図第 1

低層棟

2 階連絡通路

電源準備位置
(電源ドラム)

電源盤

搬入経路

出店箇所

ボラード

